

幸福追求権の射程

—憲法13条を根拠とする「新しい人権」の資格認定基準—

植 田 徹 也

目 次

序論

第一章 幸福追求権の権利性

第一節 プログラム的・倫理的規定説

第二節 実定的権利保障規定説

第三節 実定的権利保障規定説に立ったとして、憲法制定権者の意思及び憲法改正 手続との整合性

第二章 幸福追求権の法的構造

第一節 補充的保障説

第二節 「生命・自由・幸福追求に対する権利」三者の関係

第三章 幸福追求権の性格（幸福追求権の射程）

第一節 一般的行為自由説

第二節 人格的利益説

第三節 人格的利益説に立ったとして、重要度に相応した保護基準の相違

結論

序論

憲法13条は、前段で個人尊重の原則を掲げ、憲法11条・12条・97条とともに基本的人権の総則的規定をなすとともに、後段で「生命、自由及び幸福追求に対する権利」を包括的な権利として保障し、所謂「新しい人権」の根拠規定となっている。この規定は、1776年のヴァージニア権利宣言やアメリカ独立宣言（「われわれは自明の真理として、すべての人が平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい権利を付与され、その中に生命、自由および幸福追求が含まれることを信じる。」という文言）に由来し、ジェファソンに影響を与えたロックの思想が背景にあったと考えられている¹⁾。

ここでは、通説に従い、『「新しい人権」の根拠規定となっている。』としたが、13条後段の、取り分け「幸福追求に対する権利（以下では、幸福追求権とする。）」に関しては、多くの問題点が存し、学説・判例上、発展途上の論点といえる。

私自身も、いくつかの疑問を感じ、それらの諸点について本稿で試論を展開したいと考える。そこで、まず、私の疑問点を3点、列挙しておく。

1. まず、幸福追求権の中心論点である「一般的行為自由説」と「人格的利益説」の対立に関

して、私は人格的利益説に与するが、その場合、人格的利益の重要度に応じて、違憲審査基準を厳格なものから緩やかなものに使い分ける学説が有力である²⁾。

しかし、重要度に相応した異なるアプローチも可能ではないかと考える。つまり、幸福追求権を3段階に分け、①人格的利益の核心部分（人格の生存に必須不可欠な部分）については、明文の条項を有する個別的人権の中でも優越的地位に立つ人権（例えば、思想の自由・信教の自由といった精神的自由権）と同様に「その個人だけの特殊なもの」であっても基本的人権として保障される。②人格的利益に直接関係を持つがその周辺部分の法的利益に関しては、社会常識を基礎に、一般人・平均人を基準に、保護の可否を判断する。保護の程度は、個別的人権で例を挙げるなら、営業の自由（経済的自由権）である。③人格的利益と間接的關係しか認められない利益に関しては、必要ならば法政策として、国会の制定する法律によって保護すれば足りるのであって、憲法上の基本的人権にまで高める必要はない。

2. 次に、「幸福追求権」の文言は文理解釈すると、余りにも広範であり、人格的利益説によって内容を絞り込んだとしても、民主的基礎をもたない（国民の選挙によって選出されない）裁判官による「法創設機能」に止まらない、「憲法（基本的人権）創設機能」を果たすことになる。これは、憲法制定権者の意思を無視するものではないか。また憲法96条の改正手続きを換骨奪胎するものではないのか。
3. 更に、「生命・自由・幸福追求権」の三者の関係については、これらを区別せず統一的に「幸福追求権」として捉えるのが通説であるが、生命に対する権利はそれ自体独立して論じることができるし、自由に対する権利も、私の立場とは異なるが、「一般的行為自由説」の有力な根拠となるのではないか。

第一章 幸福追求権の権利性

第一節 プログラム的・倫理的規定説

13条後段の幸福追求権について、従来は、国政の基本としての宣言と解したり、この憲法が保障する基本的人権と同義と解したりして、単に人権の重要性を強調する一般原則を宣言したものと解していた^{3) 4)}。つまり、幸福追求権は、一般的には、そのみで具体的人権を生み出すものではなく、民法709条等、他の法令の規定による補充を受けて初めて、裁判によって実現される人権になるとする。

その理由は、幸福追求権の観念は曖昧で範囲も明確でないので、安易に解すると多くの利益が憲法上の人権として主張され、却って「基本的」人権の概念と背馳することにある。

しかし、幸福追求権の内容として認められるために必要な要件を厳格に絞れば、立法措置が採られていない場合に、一定の法的利益に憲法上の保護を与えても、上述の虞を回避することは可能である⁵⁾と考える。

第二節 実定的権利保障規定説

現在の通説は、幸福追求権の具体的権利性を積極的に肯定している（具体的権利説・私見）。

但し、幸福追求権は、それ自体が特定の行為を保障する人権ではなく、憲法上列举されていない権利（新しい人権）を導き出す根拠となる包括的人権である。

即ち、日本国憲法の人権規定は、比較法的にも詳細であるが、その人権規定は歴史的に国家権力によって侵害されることの多かった重要な権利・自由を列举しているだけであり、すべての人権を網羅的に掲げたものではない。換言すれば、個人の尊厳を中核に据えた我が憲法典は、制定時点で明文の個別的人権以外の新しい人権の保障を閉ざしたと考える必要は必ずしもなく、時代に相応した開かれた構造を備えていると解される⁶⁾。

そして、又、現代社会の情報化・技術化の進展に伴い、憲法制定当時には考えられなかったような人権侵害が生じる虞もある。

従って、憲法が列举している人権の他にも、新しい人権を憲法上の権利として承認し、憲法上の保護を及ぼすことが必要となる。そのような新しい人権を導き出す憲法上の根拠となるのが、13条後段の幸福追求権であり、そこから導き出される権利は、裁判上の救済を求めることができる具体的権利である。判例も、「京都府学連事件⁷⁾」において、13条から導き出される「肖像権」（但し判例は、この呼称には拘っていない。）の具体的権利性を認めている。

第三節 実定的権利保障規定説に立ったとして、憲法制定権者の意思及び憲法改正手続との整合性

本稿序論における2番目の問題提起である。即ち「『幸福追求権』の文言は文理解釈すると、余りにも広範であり、人格的利益説によって内容を絞り込んだとしても、民主的基礎をもたない裁判官による『憲法（基本的人権）創設機能』を果たすことになる。これは、憲法制定権者の意思を無視するものではないか。また憲法96条の改正手続きを換骨奪胎するものではないのか。」という疑問である。

思うに、憲法制定権者（主権者国民）自身が、敢えて現憲法に「幸福追求権」という、文理上は融通無碍な権利を掲げたということは、憲法制定権者が憲法制定時に、将来の社会の変化や進歩を見越して、基本的人権の範囲にある程度の柔軟性をもたせ、後世に委ねたと解することができると思う。そして、その範囲を確定するのは、憲法上は司法権（裁判所）の職責であり、絞込み理論を構築するのは学説の任務であると考えたのである。かく解すれば、憲法制定権者の意思を無視することにはならない。

また、厳格な憲法改正手続をかいぐるものでもないとは私は考える。成る程、憲法制定以後に新しい高度な法的利益が発生する都度に憲法を改正し、新しい個別的人権を付加する方法は明快である。しかし、現実には、現憲法は比較法的にも非常に厳格な硬性憲法であり、憲法的保護に値する程の重要性を有する新しい利益が登場する度に、憲法を改正することは、實際上困難である。そこで、「幸福追求権」という一定の開かれた権利が認められている以上、それを慎重に有効利用するのである。また、これは憲法9条に対する日本政府の見解のように相当無理のある解釈ではない。9条に関する政府見解の場合は、「解釈改憲」は言い過ぎかもしれないが、憲法解釈を国際社会の現実の方に少し強引に引き寄せている嫌いは否めない。それに対し、本論題に関して、13条後段を根拠にする場合には、文理解釈上は「明らかに」幸福追求

権に含まれるのである。

第二章 幸福追求権の法的構造

第一節 補充的保障説

上述したところからは、幸福追求権と14条以下の個別的権利との関係は、一般法と特別法の関係に類似し、幸福追求権は、14条以下で保障されていない人権を補充的に保障するものとなる⁸⁾。即ち、判例・通説は、幸福追求権は14条以下の個別的権利を内包する関係にあるとする。この立場によれば、幸福追求権は、個別的権利と重複することになるが、一般法・特別法の関係から、幸福追求権条項の適用が排除されるに過ぎないとする。例えば、信教の自由は、20条1項前段、2項による保障の他、本来、幸福追求権の一部をなすものとして13条後段による保護を受けるが、13条後段と20条1項前段、2項との関係は一般法と特別法であるから、前者の適用は排除される。結論的には、幸福追求権は、14条以下で保障されていない人権の場合に適応され、こうした人権を補充的に保障することになる。

固より、両者を競合的（重疊的）に適用すべきとの見解も存するが（競合的保障説）、個別的人権が侵害された場合に、更にそれを幸福追求権の侵害と構成すべき特別の理由は見当たらないし、又、競合的保障説に立ったからといって基本的人権の保障が手厚くなるとも思われない。従って、補充的保障説を妥当とする⁹⁾。

第二節 「生命・自由・幸福追求に対する権利」三者の関係

本稿序論における3番目の問題提起である。つまり「『生命・自由・幸福追求権』の三者の関係については、区別せず統一的に『幸福追求権』と捉えるのが通説であるが¹⁰⁾、生命に対する権利は独立して論じることができるし、自由に対する権利は『一般的行為自由説』の根拠となるのではないか。」という疑問である。

この問題を論じる前提として、これまでどのような具体的権利が議論されてきて、その中で、補充的保障説の立場から、他の個別的条項で保障が可能なものが含まれていないかを吟味しておく必要がある。

後述の人格的利益説の立場から、例えば、「生命・身体の自由」「人格価値そのものにまつわる権利（名誉権、プライバシーの権利等）」「自己決定権」「適正な手続的処遇を受ける権利」等が提示されている¹¹⁾。この内、「適正な手続的処遇を受ける権利」は、31条によってカバーされるので、外すべきである。

次に、「自己決定権」に関しては、具体的内容が更に詳細に区分されるが、一例として「家族のあり方を決める自由」「家族の形成・維持に関わる事柄」「リプロダクションに関わる事柄」については、憲法24条が保障していると考ええる。24条の条文の文言から、これらの内容に関する「自己決定」を読み込むことは可能である。

加えて、「生命・身体の自由」に関連する「自己決定権」の具体的内容として、「自己の生命、身体の処分に關わる事柄」が挙げられている。しかし、これは、13条後段が明文で規定する「生命、(中略)に対する国民の権利(後略)」そのものである。殊更に自己決定権という媒介項を

持ち出す必要はない。身体の処分に関する権利も、生命の処分の勿論解釈として、13条後段の「生命に対する権利」から導き出すことができる。確かに沿革上、歴史上は、「生命に対する権利」は、「生命を奪われない権利」であったかもしれない。しかし、現代社会において、この条文をより生かすためには、安楽死・尊厳死・自殺・治療拒否といった、生命（身体を含む）を自己の判断で断つ権利も含めなければならない。

以上より、13条後段の「生命に対する権利」は独自の重要な意義を持ち、漠然として文言上広範な「幸福追求権」、更にその中で細分化された「自己決定権」に敢えて含める必要はないと考える。

又、13条後段の「自由に対する権利」も、独立して、後述の「一般的行為自由説」（「人格的利益説」を採る私の立場とは異なるが）の文言上の論拠になりうる点も、本稿序論で触れた通りである。

結局、「生命」「自由」を「幸福追求」の例示列举と読み、「幸福追求」に一括する必然性は存しない。生命・自由は、幸福追求より、具体性を持ち（このことは、特に生命に関して言える。）、独自の意義を有すると解する。

第三章 幸福追求権の性格（幸福追求権の射程）

この問題に関しては、一般的行為自由説と人格的利益説が対立するが、後者が通説であり、私の支持するところでもある。

第一節 一般的行為自由説

一般的行為自由説は、幸福追求権は広く一般的行為の自由を保障しているとする立場である。即ち、個人の自由は広く保護されなければならないとの観点から、例えば、服装、髪型、飲酒、散歩、登山、海水浴、自動車やオートバイの運転等の行為にも憲法の保障が及ぶとする説である^{12) 13) 14) 15)}。

但し、この一般的行為自由説は、バイクに乗るとか髪型を長髪にする等の特定の個別的行為をする自由がそれぞれ一個の人権であると解している訳ではない。幸福追求という人権として保障されるのは、「個人の自由な行為」という意味での一般的行為の自由であり、その人権行使の1つの形態（態様）として、バイクに乗るとか長髪にする等の自由な決定が、「自己決定権」の保護領域に含まれ、他者の権利を侵害しない限度で保護されるとするものである。つまり、保護されるのは一般的自由権という1つの権利であるとするドイツの「保護領域論」の影響の下にある¹⁶⁾。

そして、近代立憲主義は、およそ国家権力を制限して個人の権利・自由を擁護することを目的とするのであるから、個人の自由は広く保護されなければならないと考える立場である。換言すると、人は、本来、あらゆることが自由にできるはずであるという自由主義を強調し、国家権力に対して個人の自由な領域を確保するという自由権本来の意義を重視するものである。

更に、上述したように、13条後段の「自由に対する権利」という文言も、文理解釈上の根拠になると解する。

しかし、この説に対しては、以下のような批判が可能である。

1. 一般の行為自由といっても、そこにいう一般の行為の外延を憲法上確定する必要はないのか。例えば、殺人・強盗・麻薬使用・賭博等も一応、憲法の保護する「自由」の中に含まれることにならないか。だからといって、そこに限定を付そうとすれば、結局、「公共の福祉に反しない限り」とか「他者を害しない限り」での一般の行為にならざるを得ない。そうした権利の捉え方は、そもそも「基本的人権」という観念と両立するであろうか¹⁷⁾。
2. 憲法はそもそも全くの恣意を保障するものとはいえず、幸福追求権は、その行為が禁止されていないことの反射的利益（反射的效果）から区別されるところの、憲法上列举された個別的的基本的人権と少なくとも同レベルの内実を持つ人格的利益に関わる権利と解すべきである。さもないと、憲法が明文の個別規定で基本的人権を保障している意味が殆どなくなってしまう。
3. 人間のすべての行為が法的保障を受けるとする出発点が、従来の法的思考から離れている。法的思考の基本的立脚点は、人間行動には、禁止、放任、権利の3種があり、この説は従来から放任行為とされていたもの（例えば、散歩、登山、海水浴）をすべて憲法上の権利にするという誤りを犯している¹⁸⁾。

第二節 人格的利益説

人格的利益説は、幸福追求権は人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体とする立場である^{19) 20)}。有力な見解によると、13条後段の幸福追求権は、前段の個人の尊厳原理と結びついて、人格的自律の存在として自己を主張し、そのような存在であり続ける上で必要不可欠な権利・自由を包摂する包括的な主観的権利であるとする²¹⁾。

この立場（私見）は、人権保障の範囲を、例えば服装、飲酒、散歩等にまで無限定に広げると、人権のインフレ化を招き、人権の名にふさわしくない権利までも憲法上保障されることになり、人権保障が相対的に弱められることになるから、人格的生存に不可欠な利益に限定すべきであると考え。このことを敷衍すると、私は、人権を制約する根拠は他人の人権以外にはない（人権相互の矛盾・衝突を調整する実質的公平の原理）と解するが、そうすると、ある人の人権を広く保障することは、他人の人権を制約する根拠を広く認めることになる。例えば、嫌煙権を人権として認めることは、喫煙の自由を制約する根拠を新たに作り出すことになる。このような観点から、人格的生存に不可欠な利益を持った権利のみを人権として保障していくべきと考えるのである。

この立場に対しても、批判がなされているが、以下のような反論が可能である。

1. 「『人格的生存に不可欠』という判断基準は不明確であり、例えば喫煙や髪型、趣味の自由が含まれるか判然としない。」という批判に対しては、まずは一般的基準の定立が求められている以上、ある程度の抽象性は不可避である。事案毎に各論で吟味し、具体化すればよい。又、逆にすべての自由を人権と同視する場合（一般の行為自由説）にも、それに対する制約が曖昧になる危険があるため、制約基準を確定する時点で同様の議論を迫られるはずである²²⁾。

2. 「『人格的生存に不可欠』な権利の規制の合憲性は厳格な審査によるべきことになるはずであるが、判例・学説は幸福追求権から導き出される権利のすべてに厳格な審査を行っている訳ではなく、又、その必要もない。」との批判に対しては、本稿序論における1番目の問題提起及び次節（本稿第三章 第三節）で述べるように、人格的利益の重要度に相応し、第二段階の「②人格的利益に直接関係を持つがその周辺部分の法的利益に関しては、社会常識を基礎に、一般人・平均人を基準に、保護の可否を判断する。保護の程度は、個別的人権で例を挙げるなら、営業の自由（経済的自由権）である。」とし、違憲審査基準を緩やかなものとしても矛盾はないと考える。
3. 「人格的生存に関わらない自由の制限に対する憲法上の救済が困難になる。」という批判に対しては、これも、本稿序論の1番目の問題提起及び次節で述べるように、むしろ、第三段階「③人格的利益と間接的関係しか認められない（或いは、人格的生存に関わらない）利益に関しては、必要ならば法政策として、国会の制定する法律によって保護すれば足りるのであって、憲法上の基本的人権にまで高める必要はない。」の範疇に入れるのが妥当である。

第三節 人格的利益説に立ったとして、重要度に相応した保護基準の相違

本稿序論における1番目の問題提起である。

人格的利益説に立った場合、人格的利益の重要度に応じて、違憲審査基準を厳格なものから緩やかなものに使い分ける学説が有力である。具体的には、例えば自己決定権に関して、人格的自律の核心に関わる自由の制約に関しては「厳格な審査基準」が適用され、周辺部分に位置する自由については緩やかな「合理性の基準乃至合理的関連性の基準」、その中間では「厳格な合理性の基準」が適用されると主張される²⁾。更に、一般的行為自由説に立った場合であっても、人格的生存の核心部分と周辺部分とを区別し、後者については規制の合憲性判断は比較的緩やかに審査されるとして、違憲審査基準の点で人格的要素を取り込む見解すら存在する²³⁾。

しかし、私は、違憲審査基準で区別するだけでなく、それとは異なる重要度に相応した別のアプローチも可能ではないかと考える。つまり、幸福追求権を以下のように3段階に分ける。①まず、人格的利益の核心部分（人格的生存に必須不可欠な部分）については、明文の条項を有する個別的人権の中でも優越的地位に立つ人権（例えば、思想の自由・信教の自由といった精神的自由権）と同様に「その個人だけの特殊なもの」であっても基本的人権として保障されると解する。これは、多数決主義という意味での民主主義（政治過程）に対して、少数者の人権保障を任務とする司法権が前面に登場する場面である。

②次に、人格的利益に直接関係を持つがその周辺部分の法的利益に関しては、社会常識を基礎に、一般人・平均人を基準に、保護の可否を判断する。保護の程度は、個別的人権で例を挙げるなら、営業の自由や財産権の保障（経済的自由権）である。

ところで、一般的行為自由説の根底には、「すべての人間に共通する価値、趣向はあり得ず、各自の人格の自由な発展が保障されるとする以上、その個人にとって重要と考える行為は、他人から見て如何に価値が低く見えるものでも、それを否定する客観的基準はない。」という見

方がある²⁴⁾。しかし、私のアプローチからは、例えば、自己決定権の中の服装や髪型については、ランニングシャツやモヒカン刈りで一般企業に出勤することは、その人にとっての人格の成長や思想の発現という面から、如何に人格的利益に関係しているとしても、一般人・平均人を基準にして、社会通念を基礎に判断すれば、幸福追求権の射程外である。つまり、このレベルの利益に関しては、「一般人・平均人・社会通念」という客観的基準が存するのである。

これは、第1段階の「①人格的利益の核心部分」と比較すれば保護は薄くなる。言わば、社会常識という多数決主義が、その人だけの特殊な人格的指向に優先する場面である。

③最後に、人格的利益と間接的関係しか認められない利益（或いは、人格的利益と関係がない利益）に関しては、必要ならば法政策として、国会の制定する法律によって保護すれば足りるのであって、憲法上の基本的人権にまで高める必要はない。例えば、「ピンクレディー事件」における「人に対するパブリシティ権」については、最高裁は、人格権から派生しつつも、「肖像等それ自体の商業的価値に基づくもの」としている²⁵⁾、争いあるが、私は財産権説を採用。そうであるならば、今回のような判例を基礎として、法律を制定すればよいのであって、現段階では憲法上の人権にまで高める必要はないと考えるのである。

結 論

幸福追求権から導出される「新しい人権」としては、人格権・名誉権・プライバシー権・自己決定権等、多くのものが議論され、その内、一定のものは、判例・学説上、公認されていると言ってもよいであろう。更に、自己決定権に関しては、ライフスタイルの自由（喫煙の自由・酒を造る権利・髪型の自由・バイクに乗る自由等）が下級審判決も巻き込んで、議論の途上である。

又、基本的人権の分野であるから、判例が豊富にあり、その分析も必要である。

しかし、本稿では、論点を絞り込み、序論で挙げた、私の三つの疑問に対する検討を中心に据えた。取り分け、1番目の疑問に対しては、基本的人権（1人だけの）が民主主義（多数決主義）にすら優越する区分として第1段階（①）を挙げ、平均人・社会通念を判断基準とする区分として第2段階（②）を提示し、最後に、法的保護で足る区分として第3段階（③）を論じた。ここで、第2段階（②）は、刑法総論上の議論である「折衷的相当因果関係説」や「期待可能性の理論」における「平均人標準説」にヒントを得たものである。従って、時代や社会の進歩・変化に伴い変動し得るものである。

そして、第1段階（①）と第2段階（②）の相違は、基本的人権を優先させるか、民主主義を優先させるか、言い換えると、司法積極主義か、司法消極主義かの対立からの類推を背景に持つ。

このアプローチがどれ程の説得力と事案解決能力を備えるかは、今後の審判に待ちたい。

注

- 1) 辻村みよ子著『憲法〔第3版〕』168頁（2008年、日本評論社）
- 2) 辻村・前掲1）177頁
- 3) 美濃部達吉著『日本国憲法原論』167頁（1948年、有斐閣）
- 4) 伊藤正己著『憲法〔第3版〕』229頁（1995年、弘文堂）
- 5) 芦部信喜著『憲法学Ⅱ 人権総論』341頁（1994年、有斐閣）
- 6) 川岸令和ほか著『憲法〔第3版〕』75頁（2011年、青林書院）
- 7) 最判昭和44年12月24日 刑集23巻12号1625頁
- 8) 芦部・前掲5）344頁
- 9) 松井茂記著『日本国憲法〈第3版〉』339頁（2007年、有斐閣）
- 10) 辻村・前掲1）170頁
- 11) 佐藤幸治著『憲法〔第3版〕』449頁～465頁（1995年、青林書院）
- 12) 橋本公宣著『日本国憲法〔改訂版〕』219頁（1988年、有斐閣）
- 13) 長尾一紘著『日本国憲法〔全訂第4版〕』75頁～78頁（2011年、世界思想社）
- 14) 戸波江二著『憲法〔新版〕』176頁（1998年、ぎょうせい）
- 15) 内野正幸著『憲法解釈の論点〔第4版〕』53頁（2005年、日本評論社）
- 16) 松井・前掲9）337頁
- 17) 佐藤（幸）・前掲11）447頁
- 18) 渋谷秀樹著『憲法』174頁（2007年、有斐閣）
- 19) 芦部信喜編『憲法Ⅱ』136頁（1981年、有斐閣）
- 20) 芦部・前掲5）344頁
- 21) 佐藤（幸）・前掲11）447頁
- 22) 辻村・前掲1）171頁
- 23) 戸波・前掲14）168頁
- 24) 渋谷・前掲18）174頁
- 25) 最判平成24年2月2日 判例タイムズ1367号97頁

参考文献

- 芦部信喜著 高橋和之補訂『憲法 第五版』118頁～126頁（2011年、岩波書店）
- 芦部信喜編『憲法Ⅱ』136頁（1981年、有斐閣）
- 芦部信喜著『憲法学Ⅱ 人権総論』328頁～355頁（1994年、有斐閣）
- 伊藤真著『憲法〔第3版〕伊藤真試験対策講座5』156頁～169頁（2007年、弘文堂）
- 伊藤正己著『憲法〔第3版〕』228頁～238頁（1995年、弘文堂）
- 内野正幸著『憲法解釈の論点〔第4版〕』50頁～56頁（2005年、日本評論社）
- 浦部法穂ほか著『現代憲法講義1〔講義編〕〔第3版〕』NJ叢書 125頁～133頁（2002年、法律文化社）
- 大沢秀介著『憲法入門〔第3版〕』89頁～98頁（2003年、成文堂）
- 粕谷友介著『憲法 改訂』110頁～127頁（2003年、上智大学）
- 川岸令和ほか著『憲法〔第3版〕』74頁～86頁（2011年、青林書院）
- 工藤達朗ほか著『憲法〔第4版〕』100頁～112頁（2011年、不磨書房）
- 小山剛（該当判例執筆）『新判例マニュアル 憲法Ⅰ 統治機構 人権1』176頁～183頁（2000年、三省堂）
- 佐藤幸治著『憲法〔第3版〕』449頁～465頁（1995年、青林書院）

佐藤幸治（該当条文執筆）『憲法Ⅰ〔前文・第1条～第20条〕』注解法律学全集Ⅱ 245頁～277頁（1994年、青林書院）

渋谷秀樹著『憲法』172頁～179頁（2007年、有斐閣）

初宿正典著『憲法2 基本権〔第2版〕』法学叢書2 125頁～154頁（2001年、成文堂）

高橋和之編『ケースブック憲法』105頁～131頁（2011年、有斐閣）

辻村みよ子著『憲法〔第3版〕』168頁～179頁（2008年、日本評論社）

津田憲司編『憲法判例百選Ⅰ〔第5版〕』40頁～43頁, 56頁～57頁, 136頁～141頁, 150頁～151頁（2007年、有斐閣）

戸波江二著『憲法〔新版〕』176頁（1998年、ぎょうせい）

長尾一紘著『日本国憲法〔全訂第4版〕』74頁～80頁（2011年、世界思想社）

野中俊彦ほか著『憲法Ⅰ（第5版）』269頁～278頁（2012年、有斐閣）

野中俊彦・浦部法穂著『解釈シリーズ 憲法の解釈Ⅰ 総論』172頁～193頁（1989年、三省堂）

橋本公宣著『日本国憲法〔改訂版〕』219頁（1988年、有斐閣）

長谷部恭男著『新法学ライブラリ=2 憲法』150頁～165頁（1996年、新世社）

藤田尚則ほか著『現代憲法論』112頁～119頁（1999年、北樹出版）

松井茂記著『日本国憲法〈第3版〉』332頁～340頁（2007年、有斐閣）

美濃部達吉著『日本国憲法原論』167頁（1948年、有斐閣）

棟居快行著『憲法講義案Ⅰ〔理論演習1〕〔第2版〕』〈講義案シリーズ7〉1頁～12頁（1995年、信山社出版）

『最高裁判所刑事判例集23巻12号』1625頁 最高裁判所判例委員会編 判例調査会刊行

『判例タイムズ1367号』97頁 判例タイムズ社